

(仮称) もりやま障害福祉プラン 2027 策定について
(守山市障害者計画・守山市障害福祉計画・守山市障害児福祉計画)
(以下、「本プラン」という。)

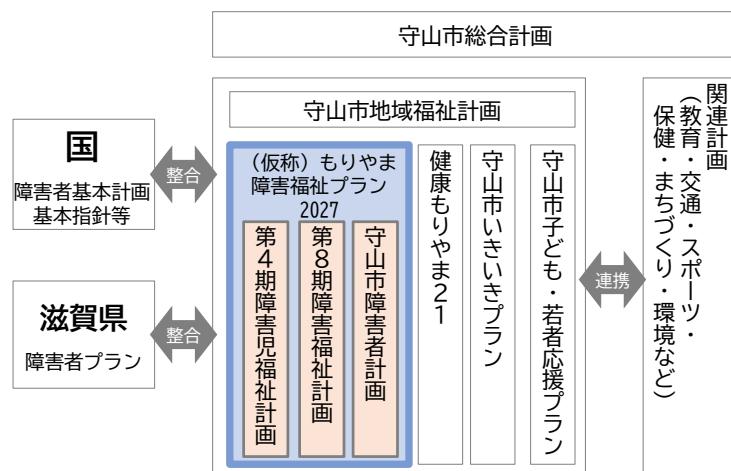
1 趣旨

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等の規定に基づき、国は障害福祉サービス等の円滑な実施を確保することを目的として、3年に一度「障害福祉計画および障害児福祉計画に係る基本指針」の見直しを行っております。この見直しに合わせて、県および市町村は「障害福祉計画」および「障害児福祉計画」を策定することとされており、国の新たな基本指針に合わせて計画の策定を行うものです。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
もりやま障害福祉プラン 2024			(仮称) もりやま障害福祉プラン 2027				次期計画	
障害者計画					障害者計画			
第7期障害福祉計画			第8期障害福祉計画			第9期障害福祉計画		
第3期障害児福祉計画			第4期障害児福祉計画			第5期障害児福祉計画		

2 計画の位置づけ

- (1) 本プランは、「守山市総合計画」「守山市地域福祉計画」を上位計画とする。
- (2) 「守山市子ども・若者応援プラン」「守山市いきいきプラン」「健康もりやま 21」「守山市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・守山市国民健康保険特定健康診査等実施計画」等の個別計画と連携する。
- (3) 国の基本指針、県の「滋賀県障害者プラン」との整合を図る。
- (4) 「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の3計画を合冊し「(仮称) もりやま障害福祉プラン 2027」として取りまとめる。



3 国が示す基本指針 (資料2「基本指針の見直し等について」をご参照ください)

障害者総合支援法において、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して障害福祉計画・障害児福祉計画を定めるものとされています。今後、国の最新動向を勘案しながら、計画に関する検討を進めています。

4 策定に向けた取り組み

「障害者施策推進協議会」において、計画全体の方向性や施策について協議し、地域の相談支援等に関わる関係者から成る「障害者自立支援協議会」での意見等も含めて、審議をしていきます。障害者施策を取り巻く環境の変化や、障害のある人とその家族のニーズの多様化が進むなかで、アンケート調査や、障害福祉サービス等の実績調査による現状把握、分析等を行い、地域の実情や実態に即した計画を策定します。

5 策定スケジュール (資料1別紙「策定スケジュールについて（予定）」をご参照ください)

国の基本指針等との整合を図るなか、以下のスケジュールで策定を行います。

令和7年12月	アンケート調査（当事者対象・事業所等対象）
令和8年2月	アンケート結果報告、現行プラン進捗確認・検証（第2回施策推進協議会等）
令和8年5月	課題抽出報告、策定方針、策定スケジュール（令和8年度第1回施策推進協議会）
6月	文教福祉常任委員会協議会（課題抽出報告、策定方針報告）
8月	新プラン計画骨子案作成（第2回施策推進協議会等）
9月	文教福祉常任委員会協議会（新プラン骨子案作成）
11月	新プラン計画素案の作成・調整（第3回施策推進協議会・自立支援協議会等）
12月	文教福祉常任委員会協議会（新プラン計画素案の作成・調整）
令和9年1月	パブリックコメント実施
2月	パブリックコメント報告、計画承認（第4回施策推進協議会）
3月	文教福祉常任委員会協議会（計画承認）